株券を発行する旨の定款の定めの廃止公告

当社は、令和8年11月6日開催予定の臨時株主総会において、株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更議案が承認可決されることを条件として、下記のとおり、当社の株式に係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止いたしますので、会社法第218条第1項の規定に基づき公告いたします。

記

1．株券を発行する旨の定款の定めを廃止する旨

当社の株式に係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止いたします。

2．定款変更の効力発生日

令和8年11月17日

3．株券の無効

上記効力発生日をもって、当社の株式に係る株券は無効となります。

以上

令和8年11月2日

東京都品川区北品川一丁目19番5号
株式会社フレクシェ
代表取締役　望月　俊幸